別表十㈠付表一の表中

「他の通算法人の損金算入限度額の合計額 (別表十八「21の計」)－(2)」を「他の通算法人の損金算入限度額の合計額 (別表十八(一)「23の計」)－(2)」に、

「他の通算法人の既損金算入額の合計額 (別表十八付表一「3」)－(9)」を「他の通算法人の既損金算入額の合計額 (別表十八(一)付表一「3」)－(9)」に、

「特定損金算入割合 (別表十八「21の計」)－(別表十八付表一「3」) ／ 別表十八付表一「4」(1を超える場合は1) (別表十八付表一「4」＝0の場合は0)」を「特定損金算入割合 (別表十八(一)「23の計」)－(別表十八(一)付表一「3」) ／ 別表十八(一)付表一「4」(1を超える場合は1) (別表十八(一)付表一「4」＝0の場合は0)」に、

「各通算法人の非特定欠損金額に係る控除未済額の合計額 (別表十八付表一「1」)」を「各通算法人の非特定欠損金額に係る控除未済額の合計額 (別表十八(一)付表一「1」)」に、

「他の通算法人の既損金算入額及び特定損金算入額控除後の損金算入限度額の合計額 (別表十八付表一「5」)－(16)」を「他の通算法人の既損金算入額及び特定損金算入額控除後の損金算入限度額の合計額 (別表十八(一)付表一「5」)－(16)」に、

「非特 非特定欠損金配賦額 (15)×(16)／(別表十八付表一「5」) (別表十八付表一「5」＝0の場合は0)」を

定欠損金額の計算				修正申告である場合	
通算総調整損金算入限度額 (別表十八「21の計」)－(別表十八付表一「2」＋「3」)	非特定損金算入割合 (19)／(15) (1を超える場合は1) ((15)＝0の場合は0)	被配賦欠損金控除額 ((18)－(5))×(20) (マイナスの場合は0)	配賦欠損金控除額 ((5)－(18))×(20) (マイナスの場合は0)	当初配賦欠損金控除額の益金算入額 (この申告前の(22))－(5) (マイナスの場合は0)	調整当初配賦欠損金控除額 (この申告前の(22))－(23)

に、

非特定欠損	
非特定欠損金配賦額 (15)×(16)／(別表十八(一)付表一「5」) (別表十八(一)付表一「5」＝0の場合は0)	通算総調整度額 (別表十八(一)「」)－(別表一「2」

を

金額の計算		修正申告である場合			
損金算入限 一)「23の計 十八(一)付 ＋「3」)	非特定損金算入割合 (19)／(15) (1を超える場合は1) ((15)＝0の場合は0)	当初被配賦欠損金控除額 (当初申告の((18)－(5))×(20)) (マイナスの場合は0)	当初配賦欠損金控除額 (当初申告の((5)－(18))×(20)) (マイナスの場合は0)	当初配賦欠損金控除額の益金算入額 (22)－(5) (マイナスの場合は0)	調整当初配賦欠損金控除額 (22)－(23)

に改める。同表の記載要領第11号(1)中「「特定 (別表十八 (別表十